

議案第 53 号

市川市行政組織条例の一部改正について

市川市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 19 年 2 月 13 日提出

市川市長 千葉光行

市川市条例第 号

市川市行政組織条例の一部を改正する条例

市川市行政組織条例（昭和 49 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表総務部の項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同表企画部の項中第 4 号を第 5 号とし、第 3 号を第 4 号とし、第 2 号を第 3 号とし、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 秘書に関する事項

第 2 条の表管財部の項第 3 号中「工事」を「工事等」に、「及び審査」を「、審査及び検査」に改め、同項第 4 号を削り、同表文化部の項中「文化部」を「文化国際部」に改め、同項中第 3 号を第 5 号とし、第 2 号の次に次の 2 号を加える。

(3) 文化資料の収集及び保存に関する事項

(4) 観光に関する事項

第 2 条の表保健部の項中「保健部」を「保健スポーツ部」に改め、同項に次の 1 号を加える。

(3) スポーツに関する事項

第 2 条の表都市計画部の項を削り、同表街づくり部の項中第 3 号を第 4 号と

し、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 都市計画に関する事項

第2条の表街づくり部の項に次の1号を加える。

(5) 建築に係る審査、検査及び指導に関する事項

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(市川市名誉市民条例の一部改正)

2 市川市名誉市民条例（昭和63年条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条第6項中「総務部」を「企画部」に改める。

(市川市医療施設等対策審議会条例の一部改正)

3 市川市医療施設等対策審議会条例（昭和59年条例第21号）の一部を次のように改正する。

第8条中「保健部」を「保健スポーツ部」に改める。

(市川市予防接種健康被害調査委員会条例の一部改正)

4 市川市予防接種健康被害調査委員会条例（昭和56年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第8条中「保健部」を「保健スポーツ部」に改める。

(市川市都市計画審議会条例の一部改正)

5 市川市都市計画審議会条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第6条中「都市計画部」を「街づくり部」に改める。

(市川市景観条例の一部改正)

6 市川市景観条例（平成18年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第39条中「都市計画部」を「街づくり部」に改める。

(市川市建築審査会条例の一部改正)

7 市川市建築審査会条例（昭和46年条例第4号）の一部を次のように改正

する。

第5条中「都市計画部」を「街づくり部」に改める。

(市川市ラブホテルの建築規制に関する条例の一部改正)

8 市川市ラブホテルの建築規制に関する条例（昭和58年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第14条中「都市計画部」を「街づくり部」に改める。

(市川市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例の一部改正)

9 市川市中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例（昭和62年条例第35号）の一部を次のように改正する。

第11条第7項中「都市計画部」を「街づくり部」に改める。

(市川市スポーツ振興審議会条例の一部改正)

10 市川市スポーツ振興審議会条例（昭和37年条例第20号）の一部を次のように改正する。

第7条中「教育委員会」を「保健スポーツ部」に改める。

理由

多様な行政課題及び市民ニーズにより効率的かつ機能的に対応することが
できる体制とするため、行政組織を改める必要がある。
これが、この条例案を提出する理由である。